



CCSBT-CC/1610/12

Review of the CCSBT Corrective Actions Policy CCSBT 是正措置政策のレビュー

Introduction はじめに

The CCSBT Corrective Actions Policy (compliance policy guideline - CPG3) corresponds to Strategy 9.2, Corrective action and remedies, of the CCSBT Compliance Plan. It was adopted by CCSBT 18 in October 2011.

CCSBT 是正措置政策（遵守政策ガイドライン-CPG3）は、CCSBT 遵守計画の戦略 9.2 「是正措置及び改善」に対応するものであり、2011年10月のCCSBT 18において採択されたものである。

The purpose of the Corrective Actions Policy is to bring all Members/ Cooperating Non-Members (CNM) into compliance with their CCSBT obligations in a way that maintains the stability and cohesion of the Commission by putting in place a framework to respond to evidence of non-compliance by a Member/ CNM. The primary response focus is to assist Members to achieve capacity to effectively comply with CCSBT obligations.

是正措置政策の目的は、メンバー/CNMによる非遵守の兆候に対応する枠組みを規定することにより、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、すべてのメンバー/CNMにCCSBTの義務を遵守させることである。初期の対応は、メンバーがCCSBTの義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

Paragraph 7 of this policy notes that it is to be reviewed every three years from the date of its agreement, or at an earlier time as directed by the Commission, or potentially upon the request of a Member/CNM. This policy has not been reviewed since its initial adoption, hence it is timely to review it now.

是正措置政策の第7パラグラフでは、同政策は、合意の日から3年ごとに、又は委員会の指示によってはより早期に、又はメンバー/CNMからの要請に応じてレビューされるものとして規定している。

Corrective Actions Policy (CPG3)

是正措置政策（CPG3）

The current Corrective Actions Policy is provided for Members' information at **Attachment A**.

メンバーの参照情報として、現行の是正措置政策を別紙 A に示した。

Members are invited to:

メンバーは以下を招請されている。

- Review this policy, and
是正措置政策のレビューを行うこと
- Propose any amendments, noting recommendations relevant to this policy made by the 2014 CCSBT Performance Review Panel (recommendations PR-2014-48 and PR-

2014-49)¹, which are provided at **Attachment B** for Members' information.
2014 年の CCSBT パフォーマンス・レビューパネルによる関連勧告（勧告 PR-2014-48 及び PR-2014-49¹。メンバーの参照情報として別紙 **B** に示した）を踏まえた、同政策の修正提案を行うこと

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

¹ Some draft compliance action items that were proposed by the Secretariat to address these two PRP recommendations can be found at Attachment B of paper CCSBT-CC/1610/11 これら二つの PRP 勧告に対応すべく事務局が提案した遵守行動事項案は文書 CCSBT-CC/1610/11 の別紙 **B** のとおりである。

是正措置に関する政策 遵守政策ガイドライン3

1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1(ii)¹を実施するための方向性や指針を提供するものである。

公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例：過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを定める。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

2. 政策の目的

この政策の目的は、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーによる非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

3. 是正措置に関するガイドライン

メンバーの義務に対する非遵守は、以下に掲げる 3 つの主要な要因によって発生し得る。

- 行政上の過失（義務を裏付ける効果的な制度及びプロセスの不完全な履行等）
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

非遵守の証拠があった場合において、是正措置の勧告を決定するに当たって、以下に掲げるガイドラインが適用される。

1. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの単一年又は複数年の国別配分の制限量を超過した分については、第一に、委員会が決定した期間にお

¹これは、遵守計画案における「9.2 是正措置及び改善」に該当する。

いて 1:1 の割合で返済されなければならない。特別な加重要件が存在する場合には、より高い比率の漁獲枠の返済を決定することができる。

2. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
3. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る。
4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBT の義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

4. 意思決定プロセス

遵守委員会

遵守委員会は、潜在的な非遵守及び全ての必要な是正措置を検討するに当たり、以下に掲げる事項を実施することができる。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価
- メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の勧告。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- メンバーが提案している改善措置の検討
- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策ガイドラインに基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

メンバーには、CCSBT 上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成に向けて遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告することができる。遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- i) 遵守委員会報告書の検討
- ii) 結果（是正措置）に関する当該メンバーとの協議

5. 是正措置のリスト

遵守委員会が勧告する是正措置には、具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるものを含めることができる。

1. 遵守支援/キャパシティ・ビルディング計画

- 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
- 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
- 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
- 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信

2. 漁獲枠の返済

3. 国別漁獲配分の削減

4. 監視要件の強化

- オブザーバーの配置
- 検査に関する要件の増加
- VMS の報告頻度の増加
- 転載又は水揚げに関する規制

5. 公表

6. 国際法と整合的な貿易又は市場規制

6. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策の承認 ● 遵守委員会からの勧告の検討 ● 調査の開始 ● 是正措置の決定
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● メンバーの遵守状況の監視 ● 非遵守の証拠の評価、メンバーからの意見の検討 ● 是正措置についてのメンバーからの提案を検討 ● 必要に応じた以下の勧告 <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立調査 ○ 漁獲枠返済の期限 ○ 1:1 より大きい比率の漁獲枠返済 ○ 是正措置 ● 政策のレビュー及び改正勧告
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● ウェブサイトに政策及び報告書を掲載
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ● 非遵守の証拠の調査 ● メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処

7. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から 3 年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求め理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

8. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

委員会議長

日付:

レビューの日付: _____ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

**2014 CCSBT Performance Review Panel (PRP) Recommendations Relevant to the Corrective
Actions Policy (Compliance Policy Guideline 3)**

是正措置政策（遵守政策ガイドライン3）に関連する

2014年 CCSBT パフォーマンス・レビューパネル（PRP）勧告

2014 Performance Review Panel Recommendations PR-2014-48 and PR-2014-49 2014年パフォーマンス・レビュー勧告 PR-2014-48 及び PR-2014-49	
PR-2014-48	<p>The CCSBT has taken steps since 2008 to considerably strengthen its compliance assessment processes and tools, including a framework for applying a range of penalties for instances of Member and CNM non-compliance with CCSBT measures. CCSBT should continue to refine these tools and ensure they are transparently and fairly implemented when necessary to ensure legitimacy and integrity in its system, thereby creating an incentive for compliance among members and CNMs.</p> <p>CCSBT は、2008年以降、同委員会の遵守の評価プロセス及び手段（メンバー及び CNM の CCSBT 措置の非遵守に関する幅広いペナルティの適用の枠組み等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。CCSBT は、これらの手段を改良し続けるとともに、これらが透明かつ公正に実施され、必要に応じてシステムの正当性及び完全性を確保することにより、その結果としてメンバー及び CNM 間で遵守のインセンティブが創出されるよう確保すべきである。</p>
PR-2014-49	<p>The CCSBT has taken steps since 2008 to considerably strengthen its compliance assessment processes and tools, including reworking its Compliance Committee terms of reference, giving the Committee adequate time to meet, and adopting an IUU Vessel List measure. Members and CNMs are cooperating with the process, providing their national reports on time and submitting themselves to a multilateral review of their compliance in the Compliance Committee. The CCSBT should continue implement these tools fully and ensure non-compliance is transparently and fairly assessed, thereby creating an incentive for compliance among members and CNMs. The CCSBT should also consider mandating that a member who is being considered for a sanction under its policies may not participate in the decision-making on that issue.</p> <p>CCSBT は、2008年以降、同委員会の評価プロセス及び手段（遵守委員会の付託事項の改正、委員会が会合するのに適正な時間及び IUU 船舶リスト措置の採択等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。メンバー及び協力的非加盟国は、期限までに国別報告書を提出すること、及び遵守委員会における同国の遵守にかかる多角的なレビューに参加することにより、遵守プロセスに協力している。CCSBT は、これらの手段の完全実施を継続するとともに、非遵守が透明かつ公正に評価され、その結果としてメンバー及び協力的非加盟国間で遵守に関するインセンティブが創出されるよう確保すべきである。また CCSBT は、同委員会の政策の下での制裁が検討されているメンバーが当該問題に関する意志決定に参加できないようにする要件を検討すべきである。</p>